



松本市から転出されるみなさまへ

◎新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に、新住所地の市区町村窓口で**転入届**をしてください。正当な理由なく転入届が遅れた場合は、過料に処される場合があります。

◎転入届に必要なもの（詳しくは新住所地へご確認ください。）

- 転出証明書（記載内容に変更があっても、そのまま提出することができます。）
- 個人番号カード・住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）
※住み始めた日から14日以内に届出されなかった場合、カードの継続利用はできません。
- 在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍の方のみ）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、年金手帳など）

◎都合により転出を取りやめた時は、必ず転出証明書または、転出届をした個人番号カード・住民基本台帳カードを持参して「転出取り消し」の手続きをしてください。

転出に伴う主な手続きは次のとおりです。担当課で手続きをしてください。

項目	松本市での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
印鑑登録	印鑑登録証（まつもと市民カード）返却 転出（予定）日をもって、登録は自動的に廃止になります。 転出予定者が転出先の市区町村に転入する前日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、「転出証明書」または「転出をした個人番号カード・住民基本台帳カード」と「印鑑登録証（まつもと市民カード）（※）」を添えて申請することができます。（※）個人番号カードに印鑑登録をされている方は不要	市民課 （東庁舎1階） ④番窓口	必要な方は、改めて申請してください。
個人番号カード 住民基本台帳カード	松本市で必要な手続きはありません。 *署名用電子証明書は失効します。		継続利用の手続きが必要です。 署名用電子証明書は、改めて申請してください。
国民年金	松本市で必要な手続きはありません。 不明な点については、年金担当へご相談ください。	年金担当 ①番窓口	加入者は年金手帳、受給者は年金証書を持参し、確認してください。
国民健康保険	被保険者証返却 転出（予定）日をもって松本市での資格がなくなります。 保険税の精算は、後日保険税更正通知書を送付します。 *国外へ転出される方は、保険課（東庁舎2階）で手続きをお願いします。 転出後、松本市国民健康保険被保険者証が使われた場合は、後日保険者負担分を返還していただきます。 転出する方が学生で世帯が別になる場合はご相談ください。	⑥番窓口	新住所地で加入の手続きを行ってください。 県内の市町村へ転出する場合は、国保の取得日を申告することになっているため、国保被保険者証のコピーを持参してください。
後期高齢者医療保険	被保険者証返却 県外へ転出される方「負担区分証明書」交付	保険課 （東庁舎2階）	「負担区分証明書」を持参して手続きを行ってください。
予防接種券 妊婦一般健康診査受診票 乳児一般健康診査受診票	松本市で必要な手続きはありません。	健康づくり課 （東庁舎2階）	新住所地へお問合せください。
介護保険被保険者証	介護保険証返却	高齢福祉課 （本庁舎北別棟2階）	新住所地の介護保険担当部署へ個人番号カードまたは個人番号が確認できるものと本人確認書類を持参し、ご申請いただくと、現在と同内容にて6ヵ月間転入継続認定の扱いとなります。
介護保険施設・老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等への転出	住所地特例制度の手続きをお願いします。		

松本市福祉 100 円バス乗車パス券	松本市福祉 100 円バス乗車パス券返却 70 歳以上の方・・・高齢福祉課（本庁舎北別棟 1 階） 障害者（18 歳から 70 歳未満の方）・・・障害福祉課（東庁舎 1 階） 障害者（18 歳未満の方）・・・こども福祉課（東庁舎 1 階）	高齢福祉課 障害福祉課 こども福祉課	
児童手当	児童手当消滅届 新住所地での申請に必要な書類等の説明をさせていただきます。	こども福祉課 (東庁舎 1 階)	印鑑・受給者名義の保険証・受給者名義の預金通帳を持参して、新規申請をしてください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当	各手当の転出届の提出		児童扶養手当証明書・特別児童扶養手当証明書を持参して、住所変更届を行ってください。
福祉医療受給者証	福祉医療受給者証返却 ご登録口座の変更・解約される場合は手続きが必要です。 乳幼児・児童・母子・父子・障害者（20 歳未満）・・・こども福祉課（東庁舎 1 階） 障害者（20 歳以上）・・・障害福祉課（東庁舎 1 階）		新住所地の医療費助成制度については、新住所地へお問い合わせください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証	松本市での手続きは必要ありません。	こども福祉課 障害福祉課	手帳を持参して、住所変更等の手続きを行ってください。
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当（経過措置）	松本市での手続きは必要ありません。		認定通知書を持参して、住所変更届を行ってください。
市立小・中学校の児童・生徒	在学中の学校へ、転校することをお伝えください。 学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお受取りください。	学校教育課 (大手事務所 4 階)	新住所地の教育委員会へお問合せのうえ、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」は転入する学校へ提出してください。
原動機付自転車（125cc 以下）	ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書・本人確認書類（運転免許証など）を持参し、廃車手続きをしてください。（梓川支所、波田支所でも手続き可）	市民税課 (本庁舎 2 階)	松本市の廃車証明書を持参して新しいナンバープレートの交付手続きを行ってください。
松本市内に固定資産を有する方	各種通知送付先の指定が必要な場合があります。	資産税課 (本庁舎 2 階)	新住所地での手続きは必要ありません。
くみ取りトイレ	汲み取り業者に連絡し、転出日までに最後の汲み取りを行い、環境保全課で汲み取り廃止の手続きをしてください。	環境保全課 (東庁舎 4 階)	
松本市営霊園	新住所地での住所変更手続き完了後、環境保全課霊園葬祭係にご連絡のうえ、霊園使用許可証の書替えの手続きをしてください。電話 0263-34-3043		
水道・下水道	引越しの日が決まりましたら、事前にお電話でご連絡ください。 ご連絡がない場合、ご使用がなくても準備料金（基本料金）が発生しますので、必ずご連絡ください。 上下水道局水道料金センター電話 0263-48-6810	上下水道局 料金センター	新住所地へお問合せください。

【国外へ転出される方】

- ◆日本に帰国し、住民登録をする場合は、**帰国日から 14 日以内**に新住所地で転入の手続きをしてください。
《国外から転入の手続きに必要な書類例》**パスポート全員分**（帰国日のスタンプがあるもの）帰国時に自動化ゲートを通り、**パスポートに日付スタンプがない方は、搭乗券の半券**などをご用意ください。
・本籍地以外の市区町村に転入する場合は、**戸籍謄本および戸籍の附票**（日本人の異動者の方全員が記載されているもの）・**在留カード、特別永住者証明書等**（外国人住民の異動者の方全員分）
※事前に転入される新住所地へお問合せください。
- ◆松本市の選挙人名簿に登録されている方で、在外選挙人名簿登録（国政選挙の投票を国外でも行える制度）を希望される場合は、国外転出届出を提出した日から転出予定日までの間に松本市選挙管理委員会事務局で申請することができます。また、国外転出してからでも出国先の在外公館等で申請することもできます。
詳しくは、松本市選挙管理委員会事務局（東庁舎 4 階）電話 0263-34-3230 までお問合せください。